「健康経営優良法人認定制度」のご紹介

●2016年度より、「健康経営」に積極的に取り組む企業を認定・公表する「健康経営優良法人認定制度」（経済産業省・日本健康会議）が始まっております。

●当組合ご加入の事業主様で、「健康経営優良法人2019」として認定された事業主様は以下のとおりです。

大規模法人部門（ホワイト500）

事業主様名称

2年連続

◆トヨタ西東京カローラ株式会社

◆トヨタ部品愛知共販株式会社

◆トヨタファイナンス株式会社

◆大阪トヨタ自動車株式会社

◆福岡トヨペット株式会社

中小規模法人部門

事業主様名称

2年連続

◆株式会社北日本朝日航洋

◆トヨタ部品三重共販株式会社

◆株式会社トヨタ名古屋教育センター

◆「健康経営」とは

従業員の健康保持・増進を図ることが「コスト」ではなく、将来的に企業の収益性などを高める「投資」であると捉え、健康管理を経営的視点から戦略的に取り組んでいくものです。

従業員の活力向上や生産性の向上などの組織の活性化をもたらし、結果的に業績および企業イメージ向上や優秀な人材獲得・定着へつながるとされています。

予算

平成31年度予算と事業計画が決定しました

（2月22日の組合会で承認）

健康保険

健康保険料率は現行（9.7%）を維持

■平成31年度は被保険者数増により保険料収入が増えること、また、高齢者制度への納付金の伸びが一時的に落ち着くことから9.2億円の黒字予算となりました。

■ただし、当組合の保有する積立金の額はトヨタ販売系他健保と比較して少なく、リーマンショックや新型インフルエンザの流行等、不測の事態への抵抗力が弱い状態であることから、黒字額は積立金に積み立てることとし、保険料率は現行を維持します。

■事業計画は加入事業所様との連携を強化し、より組合員の健康増進に効果のある取組みを推進していきます。

［平成31年度健康保険予算］

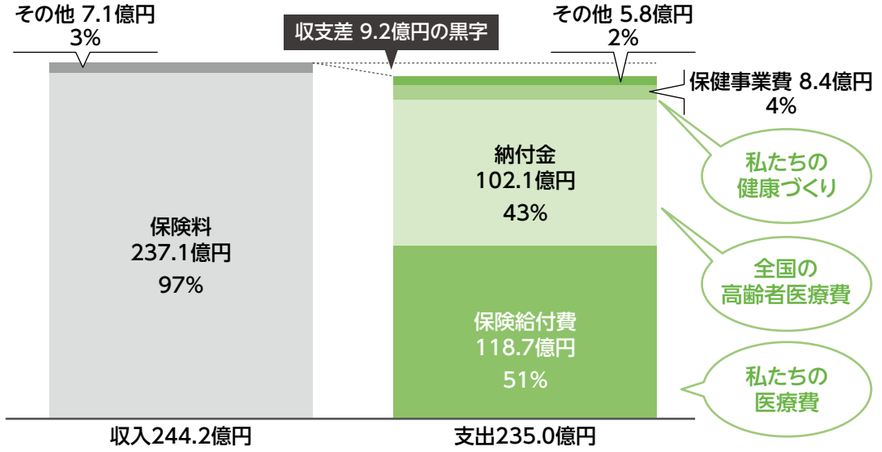

介護保険（40歳以上）

介護保険料率は現行（1.6%）を維持

■介護納付金（納付金必要額:国から指定される額）に見合う保険料収入・取崩し可能な積立金から保険料率を算出します。

■平成31年度以降は総報酬割の段階的な導入などにより、介護納付金の増加が見込まれるため、料率改定を検討してまいります。